

# 静岡県看護職員修学資金貸与規則

制定	昭和38年 2月15日規則第 6号	平成11年 3月31日規則第41号
改正	昭和42年 7月 4日規則第29号	平成12年 3月31日規則第64号
	昭和43年 5月21日規則第28号	平成12年10月27日規則第125号
	昭和44年 4月 1日規則第28号	平成13年 1月 5日規則第 1号
	昭和45年12月25日規則第83号	平成13年 3月30日規則第30号
	昭和47年10月21日規則第55号	平成14年 3月28日規則第 9号
	昭和49年 3月30日規則第23号	平成14年10月25日規則第57号
	昭和49年 6月25日規則第47号	平成15年 3月28日規則第22号
	昭和50年 6月10日規則第44号	平成16年 9月17日規則第45号
	昭和51年 8月20日規則第63号	平成16年12月28日規則第68号
	昭和52年 8月23日規則第39号	平成18年10月 1日規則第60号
	昭和53年 9月 8日規則第46号	平成18年11月 7日規則第64号
	昭和54年 6月29日規則第35号	平成19年 9月28日規則第51号
	昭和55年 7月 1日規則第26号	平成19年12月26日規則第63号
	昭和56年 6月26日規則第36号	平成23年 5月31日規則第25号
	昭和57年 9月29日規則第36号	平成25年 3月29日規則第45号
	昭和58年 3月31日規則第18号	平成26年 3月28日規則第20号
	昭和61年 7月11日規則第37号	平成27年 3月27日規則第30号
	昭和63年 7月 8日規則第43号	平成29年 3月31日規則第21号
	平成元年 9月 2日規則第65号	平成30年 3月30日規則第25号
	平成 2年12月28日規則第56号	平成31年 3月26日規則第16号
	平成 4年 3月 7日規則第 5号	令和元年 7月 1日規則第 4号
	平成 5年 3月30日規則第26号	令和 2年 3月31日規則第32号
	平成 5年10月 1日規則第39号	令和 3年 3月26日規則第 5号
	平成 6年 3月10日規則第 5号	令和 4年 3月29日規則第 7号
	平成 6年 9月26日規則第55号	令和 5年 3月29日規則第25号
	平成 8年 7月30日規則第55号	令和 6年 3月29日規則第38号
	平成 9年 3月28日規則第31号	
	平成10年 8月11日規則第59号	

## (趣旨)

第1条 この規則は、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)を養成する施設(以下「養成施設」という。)又は看護に関する大学院の修士課程等に在学する者で、将来看護職員の業務(以下「看護業務」という。)に従事しようとするものに対し、静岡県看護職員修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

## (貸与の対象)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる施設(以下「養成施設等」という。)に在学している者(第2号に掲げる施設に在学している者(助産に関する学科を修めている者に限る。)にあつては当該施設の修業年限に係る最終年度に在学しているもの、第5号に掲げる課程に在学している者にあつては看護師の免許を有するものに限る。)とする。

- (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第19条第2号、第20条第2号又は第21条第3号の規定に基づき、都道府県知事が指定した養成所
- (2) 法第20条第1号又は第21条第2号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校
- (3) 法第21条第1号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)
- (4) 法第22条第2号の規定に基づき、都道府県知事が指定した准看護師養成所
- (5) 看護に関する学校教育法第97条の大学院の修士課程及びこれと同等以上であると知事が認める国

外の大学の課程又は大学院の修士課程(以下「修士課程等」という。)

(貸与の方法)

第3条 修学資金は、予算の範囲内において、養成施設等の学年当初の月又は4月から学年終了の月又は翌年3月までの期間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を当該期間を3期に分けて貸与するものとする。

(1) 前条第1号から第3号までの養成施設に在学している者 次のア又はイに掲げる養成施設の区分に応じ、当該ア又はイに定める金額

ア 国(独立行政法人国立病院機構を含む。イ及び次号において同じ。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。イにおいて同じ。)の設置する養成施設 月額32,000円

イ 国又は地方公共団体以外の者の設置する養成施設 月額36,000円

(2) 前条第4号の養成施設に在学している者 次のア又はイに掲げる養成施設の区分に応じ、当該ア又はイに定める金額

ア 国又は地方公共団体の設置する養成施設 月額15,000円

イ 国又は地方公共団体以外の者の設置する養成施設 月額21,000円

(3) 修士課程等に在学している者 次のア又はイに掲げる課程の区分に応じ、当該ア又はイに定める金額

ア 国内の大学院の修士課程 月額83,000円

イ 国外の大学の課程又は大学院の修士課程 月額200,000円

2 修学資金は、無利息とし、養成施設等の正規の修業年限を超えては貸与を行わない。

(貸与の申請)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 申請者の在学する養成施設等の在学証明書又はこれに代わる書類

(2) 住民票の写し又はこれに代わる書類

(3) その他知事が必要と認める書類

2 前年度に修学資金の貸与を受けている者で引き続き当該修学資金の貸与を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(貸与の決定)

第5条 知事は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査して貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書の提出等)

第6条 前条の規定により修学資金の貸与の決定を受けた者(以下「修学生」という。)は、2人の連帯保証人を立てるとともに、誓約書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、修学生が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。

3 修学資金の貸与を受けている者又は受けた者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、連帯保証人変更届(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(貸与契約の解除等)

第7条 知事は、修学生が次の各号の一に該当する場合には、修学資金の貸与契約を解除するものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(4) 死亡したとき。

(5) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属

する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸与を行なわないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(借用証書の提出)

第8条 修学生は、前条第1項の規定により修学資金の貸与契約を解除されたとき又は修学資金の貸与期間が満了したときは、直ちに借用証書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(返還債務の当然免除)

第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。

(1) 保健師、看護師又は准看護師が養成施設を卒業した後、引き続き5年間（県の区域内の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の振興山村及びべき地保健医療対策等実施要綱（平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知）に規定する無医地区等（以下「過疎地域等」という。）において看護業務に従事した場合にあつては、当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間）、県の区域内の次に掲げる施設において看護業務に従事したとき又は県の区域内の過疎地域等をその区域に含む町において保健師の業務に従事したとき。

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（以下「病院」という。）のうち、同法第7条第1項又は第2項の規定による許可に係る病床数（以下「許可病床数」という。）が200床未満のもの

イ 病院のうち、精神病床（医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。）の数が許可病床数の80パーセント以上を占めるもの

ウ 国立又は国立以外のハンセン病療養所

エ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（以下「診療所」という。）

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関

キ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）

ク 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）

ケ 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行うものに限る。）、同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第3項に規定する介護予防訪問看護を行うものに限る。）又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項の指定に係る同項に規定する訪問看護事業を行う事業所（以下これらを「訪問看護等事業所」という。）

(2) 助産師が養成施設を卒業した後、引き続き5年間（県の区域内の過疎地域等において助産師の業務に従事した場合にあつては、当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間）、県の区域内の次に掲げる施設において助産師の業務に従事したとき。

ア 分娩<sup>ぶんべん</sup>を取扱う病院

イ 分娩<sup>ぶんべん</sup>を取扱う診療所

ウ 医療法第2条第1項に規定する助産所（以下「助産所」という。）

エ 児童福祉法第10条の2第1項のこども家庭センター

(3) 修士課程等を修了した後、引き続き5年間、県の区域内の次に掲げる施設（以下これらを「対象病院等」という。）において看護業務（ウに掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。）に従事したとき。

ア 病院

イ 診療所

ウ 助産所

エ 介護老人保健施設

オ 介護医療院

カ 訪問看護等事業所

- (4) 前3号に規定する看護業務の従事期間中に看護業務上の理由により死亡し、又は看護業務に起因する心身の故障のため看護業務を継続することができなくなつたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務は、免除しない。ただし、他種の養成施設、大学院の博士課程等への進学、疾病、負傷等やむを得ない理由(以下「やむを得ない理由」という。)があるときは、この限りでない。
- (1) 養成施設を卒業した日から起算して1年以内に当該養成施設の卒業の資格に係る看護職員の免許(以下「看護職員の免許」という。)を取得できなかつたとき。
  - (2) 看護職員の免許を取得した後、直ちに前項第1号若しくは第2号に規定する施設又は同項第1号に規定する町(以下「対象施設等」という。)において看護業務に従事しなかつたとき。
  - (3) 修士課程等を修了した日から起算して1年以内に対象病院等において看護業務に従事しなかつたとき。
- 3 第1項第1号から第3号までの場合において、やむを得ない理由により看護業務に従事することができなかつた期間は、引き続き看護業務に従事したものとみなす。ただし、その期間は、これらの号に規定する業務従事期間には算入しない。
- 4 第1項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務当然免除申請書(様式第5号)に次に掲げる書面を添えて知事に提出しなければならない。
- (1) 看護職員の免許を取得した年月日を証するに足りる書面(第1項第1号又は第2号に該当する者に限る。)
  - (2) 修士課程等を修了した年月日を証するに足りる書面(第1項第3号に該当する者に限る。)
  - (3) 看護業務に従事した対象施設等又は対象病院等の名称、看護業務に従事し始めた年月日及び看護業務に従事した期間を証するに足りる書面
  - (4) 第1項第4号に該当する場合にあつては、看護業務上の理由により死亡し、又は看護業務に起因する心身の故障のため看護業務を継続することができなくなつたものである旨及びその年月日を証するに足りる書面
- 5 第1項第1号から第3号までに規定する業務従事期間を計算する場合においては、月数によるものとし、看護業務に従事した日の属する月から看護業務に従事しなくなつた日の属する月までを算入するものとする。

(返還債務の裁量免除)

- 第10条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務(履行期が到来していない部分に限る。以下第13条において同じ。)の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 前条第1項第1号又は第2号の場合を除くほか、養成施設を卒業した後、引き続き貸与を受けた期間に相当する期間以上対象施設等において看護業務に従事したとき。
  - (2) 前条第1項第4号の場合を除くほか、死亡又は心身の故障により修学資金を返還することができなくなつたとき。
- 2 前項第1号の規定により免除することができる返還債務の額は、対象施設等における業務従事期間を修学資金の貸与を受けた期間(その期間が2年に満たないときは、2年とする。)の2分の5に相当する期間で除して得た数値(その数値が1を超えるときは、1とする。)を修学資金の返還債務の額に乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務裁量免除申請書(様式第6号)に次に掲げる書面を添えて知事に提出しなければならない。
- (1) 看護業務に従事した対象施設等又は対象病院等の名称及び看護業務に従事した期間を証するに足りる書面
  - (2) 第1項第2号に該当する場合にあつては、死亡又は心身の故障により修学資金を返還することができなくなつた旨を証するに足りる書面
- 4 第1項第1号に規定する業務従事期間の計算については、前条第5項の規定を準用する。この場合において、看護業務に従事しなくなつた月において再び看護業務に従事したときは、その月を1月として算入するものとする。

(返還)

第11条 修学資金は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合(やむを得ない理由がある場合を除く。)には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して次項に掲げる期間内に、月賦又は最長半年賦の均等払い返還しなければならない。ただし、繰上げ返還をすることを妨げない。

- (1) 第7条第1項の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から起算して1年以内に看護職員の免許を取得しなかつたとき。
- (3) 看護職員の免許を取得した後、直ちに対象施設等において看護業務に従事しなかつたとき。
- (4) 修士課程等を修了した日から起算して1年以内に看護業務に従事しなかつたとき。
- (5) 第9条第1項第1号から第3号までの規定による返還債務の免除を受ける前に、看護業務外の理由により死亡し、又は対象施設等若しくは対象病院等において看護業務に従事しなくなつたとき。

2 前項の期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 養成施設に在学中に修学資金の貸与を受けた者にあつては、貸与を受けた期間に相当する期間
- (2) 修士課程等に在学中に修学資金の貸与を受けた者にあつては、10年
- (3) 前2号の規定にかかわらず、第1号又は前号に規定する者が次条又は第13条の規定により返還債務の履行を猶予されたときは、第1号又は前号に規定する期間と当該猶予された期間を合算した期間

3 第1項の規定により修学資金を返還しなければならない者(次条の規定により返還を猶予された者を除く。)は、その理由が生じた日(前条の規定による返還債務の免除の申請又は第13条の規定による返還猶予の申請をした場合には、その申請に対する不承認の通知を受けた日)から起算して15日以内に、返還明細書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

#### (返還の当然猶予)

第12条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第7条第1項の規定により修学資金の貸与契約が解除された後も引き続き当該養成施設等に在学しているとき。
  - (2) 当該養成施設等を卒業し、又は修了した後、更に他種の養成施設、大学院の博士課程等において修学しているとき。
- 2 前項の規定による修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還当然猶予申請書(様式第8号)に当該養成施設等に在学し、又は修学している旨を証するに足りる書面を添えて知事に提出しなければならない。

#### (返還の裁量猶予)

第13条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 対象施設等又は対象病院等において看護業務に従事しているとき。
  - (2) 災害、病気その他の理由により修学資金の返還が困難であると認められるとき。
- 2 前項の規定による修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還裁量猶予申請書(様式第9号)に次に掲げる書面を添えて知事に提出しなければならない。
- (1) 前項第1号に該当する場合にあつては、看護業務に従事している対象施設等又は対象病院等の名称及び看護業務に従事している旨を証するに足りる書面
  - (2) 前項第2号に該当する場合にあつては、災害、病気その他の理由により修学資金の返還が困難である旨を証するに足りる書面

#### (延滞利息)

第14条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ、当該未返還金額に対し年10.75パーセントの割合で計算した延滞利息を払わなければならない。

#### (届出)

第15条 修学生又は修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。住所(氏名)変更届 (様式第10号)
  - (2) 退学したとき。退学届 (様式第11号)
  - (3) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。休学(停学)届 (様式第12号)
  - (4) 復学したとき。復学届 (様式第13号)
  - (5) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。修学資金辞退届 (様式第14号)
  - (6) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があつたとき。連帯保証人住所(氏名)変更届(様式第15号)
  - (7) 養成施設を卒業したとき又は修士課程等を修了したとき。卒業(修了)届 (様式第16号)
  - (8) 前号の養成施設を卒業した日から起算して1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに対象施設等において看護業務に従事したとき又は同号の修士課程等を修了した日から起算して1年以内に対象病院等において看護業務に従事したとき。業務開始届 (様式第17号)
  - (9) 看護業務に従事する対象施設等又は対象病院等を変更したとき。業務従事施設変更届 (様式第18号)
  - (10) 対象施設等又は対象病院等において看護業務に従事しなくなつたとき。業務廃止届 (様式第19号)
- 2 第13条第1項第1号の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けている者は、業務従事届(様式第20号)に看護業務に従事している対象施設等又は対象病院等の名称及び看護業務に従事している旨を証するに足りる書面を添えて、毎年度終了後知事が定める期日までに提出しなければならない。
- 3 連帯保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、直ちに死亡(失踪)届(様式第21号)を知事に提出しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、第2条第1号に規定する養成施設に在学している者で、法第21条第3号に規定する准看護婦の資格を有するものにあつては昭和37年9月1日から、第2条第2号に規定する養成施設に在学している者にあつては昭和37年4月1日から適用する。

附 則(昭和42年7月4日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則(昭和43年5月21日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則(昭和44年4月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年12月25日規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年10月21日規則第55号)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

2 昭和47年度において養成施設の第2学年又は第3学年に在学する者及び昭和48年度において養成施設の第3学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の貸与額は、改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和49年3月30日規則第23号)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

2 この規則施行の際現に改正前の静岡県看護婦等修学資金貸与規則の規定及び様式により知事に対して提出された誓約書は、改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則の相当する規定及び様式により知事に対して提出されたものとみなす。

附 則(昭和49年6月25日規則第47号)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

2 昭和49年度において養成施設の第2学年又は第3学年に在学する者及び昭和50年度において養成施設の第3学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の貸与額は、改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和50年6月10日規則第44号)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

2 昭和50年度において養成施設の第2学年又は第3学年に在学する者及び昭和51年度において養成施設の第3学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の貸与額は、改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則(昭和51年8月20日規則第63号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 昭和51年度において養成施設の第2学年又は第3学年に在学する者及び昭和52年度において養成施設の第3学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の貸与額は、この規則による改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則(昭和52年8月23日規則第39号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 昭和52年度において養成施設の第2学年又は第3学年に在学する者及び昭和53年度において第3学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の貸与額は、この規則による改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則(昭和53年9月8日規則第46号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 昭和53年度において養成施設の第2学年又は第3学年に在学する者及び昭和54年度において第3学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の貸与額は、改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際現に改正前の静岡県看護婦等修学資金貸与規則の規定及び様式により知事に対して提出された誓約書は、改正後の規則の相当する規定及び様式により知事に対して提出されたものとみなす。

#### 附 則(昭和54年6月29日規則第35号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。
- 2 昭和54年度において養成施設の第2学年又は第3学年に在学する者及び昭和55年度において養成施設の第3学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の貸与額は、改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則(昭和55年7月1日規則第26号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。
- 2 昭和55年度において養成施設の第2学年又は第3学年に在学する者及び昭和56年度において養成施設の第3学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の貸与額は、改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則(昭和56年6月26日規則第36号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則(第2条の改正規定及び第3条の改正規定中「又は第4号」を削る部分を除く。)による改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則の規定は、昭和56年4月1日から適用する。
- 3 昭和56年度において養成施設の第2学年又は第3学年に在学する者及び昭和57年度において第3学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の貸与額は、改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則(昭和57年9月29日規則第36号)

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

#### 附 則(昭和58年3月31日規則第18号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

#### 附 則(昭和61年7月11日規則第37号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和61年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 昭和61年度において保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦を養成する学校又は養成所(以下「養成施設」という。)の第2学年又は第3学年に在学する者及び昭和62年度において養成施設の第3学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の貸与額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日前に修学資金の貸与を受けた者及び適用日前に修学資金の貸与を受けていた者で適用日以降引き続き修学資金の貸与を受ける者に係る修学資金の返還債務の免除、返還及び返還の猶予並びにそれらの者が提出する誓約書及び届書は、改正後の規則第9条第1項、第10条第1項第1号及び第2号、第11条第1項第3号及び第4号、第13条第1項第1号並びに第15条第1項第8号及び第10号の規定並びに様式第3号にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則(昭和63年7月8日規則第43号)

##### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第1項の規定は、昭和63年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 昭和63年度において保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦を養成する学校又は養成所(以下「養成施設」という。)の第2学年又は第3学年に在学する者及び昭和64年度において養成施設の第3学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の貸与額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際改正前の静岡県看護婦等修学資金貸与規則(以下「改正前の規則」という。)の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

##### 附 則(平成元年9月2日規則第65号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第1項の規定は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 平成元年度において保健婦、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士を養成する学校又は養成所(以下「養成施設」という。)の第2学年又は第3学年に在学する者及び平成2年度において養成施設の第3学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の貸与額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### 附 則(平成2年12月28日規則第56号)

- 1 この規則は、平成3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則第9条第1項第1号ア(イ)の規定は、平成元年度以後に保健婦、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士を養成する学校又は養成所(以下「養成施設」という。)を卒業した者について適用し、同年度前に養成施設を卒業した者については、なお従前の例による。

##### 附 則(平成4年3月7日規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第1項の規定は、平成3年4月1日から適用する。
- 2 平成3年度において保健婦、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士を養成する学校又は養成所(以下「養成施設」という。)の第2学年又は第3学年に在学する者及び平成4年度において養成施設の第3学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の貸与額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第9条第1項第2号及び第3号の規定は、平成2年度以降に養成施設を卒業した者に適用し、同年度前に養成施設を卒業した者については、なお従前の例による。

##### 附 則(平成5年3月30日規則第26号)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則第9条第1項第3号の規定は、平成2年度以降に保健婦、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士を養成する学校又は養成所を卒業した者に適用する。

##### 附 則(平成5年10月1日規則第39号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に修学資金の貸与を受けた者及び施行日前に修学資金の貸与を受けていた者で施行日以降引き続き修学資金の貸与を受けるものに係る修学資金の返還債務の免除については、改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### 附 則(平成6年3月10日規則第5号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

##### 附 則(平成6年9月26日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

##### 附 則(平成8年7月30日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則第9条第1項第1号の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成9年3月28日規則第31号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年8月11日規則第59号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に静岡県看護婦等修学資金(以下この項において「修学資金」という。)の貸与を受けた者及び施行日前に修学資金の貸与を受けていた者で施行日以降引き続き修学資金の貸与を受けるものに係る修学資金の返還債務の免除、返還、返還の裁量猶予及び届出並びにそれらの者が提出する申請書及び届書については、第1条の規定による改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則第9条第1項(第1号を除く。)、第2項第2号、第3項、第4項第2号及び第3号並びに第5項、第10項第1項、第2項、第3項第1号及び第4項、第11項第1項第3号及び第4号、第13項第1項第1号及び第2項第1号並びに第15項第1項第8号から第10号までの規定並びに様式第5号、様式第6号及び様式第17号から様式第19号までの様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月31日規則第42号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第64号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則(以下「新貸与規則」という。)第9条又は第2条の規定による改正後の静岡県看護婦特別修学資金貸与規則(以下「新特別貸与規則」という。)第9条の規定の適用については、施行日の前日まで第1条の規定による改正前の静岡県看護婦等修学資金貸与規則(以下「旧貸与規則」という。)第9条第1項第2号ウ若しくはエ又は第2条の規定による改正前の静岡県看護婦特別修学資金貸与規則(以下「旧特別貸与規則」という。)第9条第1項第1号ケ若しくはコに規定する施設において看護婦業務又は業務に従事していた期間は、新貸与規則第9条第1項第2号ウ若しくはエ又は新特別貸与規則第9条第1項第1号ケ若しくはコに規定する施設において看護婦業務又は業務に従事した期間とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧貸与規則又は旧特別貸与規則の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている届出書は、新貸与規則又は新特別貸与規則の相当する様式により提出された届出書とみなす。
- 4 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成12年10月27日規則第125号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に修学資金の貸与を受けた者及び施行日前に修学資金の貸与を受けていた者で施行日以降引き続き修学資金の貸与を受けるものに係る修学資金の返還債務の免除、返還、返還の裁量猶予及び届出については、改正後の静岡県看護婦等修学資金貸与規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成13年1月5日規則第1号)

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成13年3月30日規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第2条第1項の規定による届出の様式は、附則様式のとおりとする。
- 3 改正後の医療法施行細則(以下「新医療法規則」という。)第3条の規定は、前項に規定する書類の提出について準用する。この場合において、同条第1項中「及び第42号」とあるのは、「、第42号及び医療法施行細則等の一部を改正する規則(平成13年静岡県規則第30号)附則第2項」と読み替えるものとする。
- 4 医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成13年政令第17号)第1条第1

項の規定によりなお従前の例によることとされる開設の許可の申請の様式については、新医療法規則第2条第1号の2及び様式第1号の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 この規則の施行の際現に改正前の医療法施行細則又は指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（以下「旧医療法規則等」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、新医療法規則又は改正後の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 6 この規則の施行の際現に旧医療法規則等の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附則様式（省略）

附 則(平成14年3月28日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年10月25日規則第57号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に静岡県看護職員修学資金又は静岡県看護職員特別修学資金（以下「修学資金等」という。）の貸与を受けた者及び施行日前に修学資金等の貸与を受けていた者で施行日以降引き続き修学資金の貸与を受けるものに係る修学資金等の返還債務の免除については、第1条の規定による改正後の静岡県看護職員修学資金貸与規則又は第2条の規定による改正後の静岡県看護職員特別修学資金貸与規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月28日規則第22号抄)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条（第9条第1項第2号の改正規定に限る。）及び第6条（第9条第1項第1号サの改定規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている通知書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出された通知書等とみなす。

附 則(平成16年9月17日規則第45号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県看護職員修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成16年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日前に静岡県看護職員修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けた者及び適用日前に修学資金の貸与を受けていた者で適用日以降引き続き修学資金の貸与を受けるものに係る修学資金の返還債務の免除、返還、返還の裁量猶予及び届出については、改正前の静岡県看護職員修学資金貸与規則（以下「改正前の規則」という。）第9条第1項第1号才の規定はなお効力を有する。
- 3 改正後の規則第9条及び第10条の規定の適用については、適用日前に改正前の規則第9条第1項1号キ又はサに規定する施設において看護業務（改正後の規則第1条の看護業務をいう。以下同じ。）に従事していた期間は、改正後の規則第9条第1項1号キ又はサに規定する施設において看護業務に従事した期間とみなす。

附 則(平成16年12月28日規則第68号)

- 1 この規則は、破産法（平成16年法律第75号）の施行の日（平成17年1月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則（第4条及び第6条を除く。）による改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成18年10月1日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年11月7日規則第64号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県看護職員修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成18年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日前に静岡県看護職員修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けた者及び適用日前に修学資金の貸与を受けていた者で適用日以降引き続き修学資金の貸与を受けるものに係る修学資金の返還債務の免除、返還、返還の裁量猶予、延滞利息及び届出については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年9月28日規則第51号抄)

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月26日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年5月31日規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の静岡県看護職員修学資金貸与規則第15条第2項の規定は、この規則の施行の日以降に静岡県看護職員修学資金の貸与を受ける者から適用する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の静岡県看護職員修学資金貸与規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第45号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に静岡県看護職員修学資金の貸与を受けた者に係る第1条の規定による改正後の静岡県看護職員修学資金貸与規則第9条の規定の適用については、同条第1項第1号カ中「医療型障害児入所施設」とあるのは、「医療型障害児入所施設又は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の4に規定する重症心身障害児施設」とする。
- 3 この規則の施行の日前に静岡県看護職員特別修学資金の貸与を受けた者に係る第2条の規定による改正後の静岡県看護職員特別修学資金貸与規則第9条の規定の適用については、同条第1項第1号カ中「医療型障害児入所施設」とあるのは、「医療型障害児入所施設又は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の4に規定する重症心身障害児施設」とする。

附 則（平成26年3月28日規則第20号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に静岡県看護職員修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けた者及びこの規則の施行の際修学資金の貸与を受けている者に係る修学資金の返還債務の免除、返還及び返還の裁量猶予並びに届出については、改正後の静岡県看護職員修学資金貸与規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月27日規則第30号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に静岡県看護職員修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けた者及びこの規則の施行の際修学資金の貸与を受けている者に係る修学資金の返還債務の免除及び返還については、改正後の静岡県看護職員修学資金貸与規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日規則第21号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に第1条の規定による改正前の静岡県看護職員修学資金貸与規則第1条に規定する修学資金の貸与を受けた者に係る第1条の規定による改正後の同規則第9条の規定の適用については、同条第1項第2号カ中「母子健康包括支援センター」とあるのは、「母子健康包括支援センター又は児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）第5条の規定による改正前の母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センター」とする。
- 3 この規則の施行の日前に第2条の規定による改正前の静岡県看護職員特別修学資金貸与規則第1条に規定する特別修学資金の貸与を受けた者に係る第2条の規定による改正後の同規則第9条の規定の適用については、同条第1項第1号キ中「母子健康包括支援センター」とあるのは、「母子健康包括支援センター又は児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）第5条の規定による改正前の母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センター」とする。

附 則（平成30年3月30日規則第25号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に静岡県看護職員修学資金貸与規則第2条に規定する養成施設等（同条第1号（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条第2号に係るものに限る。）及び第2号に掲げるものを除く。）を卒業し、又は修了した者に係る静岡県看護職員修学資金の返還債務の免除については、改正後の同規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月26日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県看護職員修学資金貸与規則の規定は、平成30年4

月 1 日から適用する。

附 則（令和元年7月1日規則第4号）

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和2年3月31日規則第32号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第5号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

附 則（令和4年3月29日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に静岡県看護職員修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けた者及び施行日前に修学資金の貸与を受けていた者で施行日以降引き続き修学資金の貸与を受けるものに係る修学資金の返還債務の免除については、改正後の静岡県看護職員修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和9年3月31日までの間は、改正後の規則第9条第1項第1号中「過疎地域、」とあるのは「過疎地域及び同法附則第7条第1項に規定する市町村の区域、」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。
- 4 前項の規定により読み替えられた改正後の規則第9条第1項第1号に規定する過疎地域等は、前項に規定する期間の経過後における改正後の規則第9条の規定の適用については、同条第1項第1号に規定する過疎地域等とみなす。

附 則（令和5年3月29日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条中静岡県受動喫煙防止条例施行規則第3条第1号及び第4号ハの改正は、公布の日から施行する。  
（静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に第1条の規定による改正前の静岡県看護職員修学資金貸与規則第1条に規定する修学資金の貸与を受けた者に係る第1条の規定による改正後の同規則第9条の規定の適用については、同条第1項第2号エ中「こども家庭センター」とあるのは、「こども家庭センター又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）第4条の規定による改正前の母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター」とする。  
（静岡県看護職員特別修学資金貸与規則の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この規則の施行の日前に第2条の規定による改正前の静岡県看護職員特別修学資金貸与規則第1条に規定する特別修学資金の貸与を受けた者に係る第2条の規定による改正後の同規則第9条の規定の適用については、同条第1項第1号カ中「こども家庭センター」とあるのは、「こども家庭センター又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）第4条の規定による改正前の母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター」とする。